

新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第4章 一般管理費等</b></p> <p>1 一般管理費等の算定方法</p> <p>(省略)</p> <p>□ 積み上げによる算定 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。 なお、資力確保措置のための費用の算出は、表3-3によることができる。</p> <p><b>表3-3 資力確保措置のための費用</b></p> <p>資力確保措置のための費用 = 対象工事原価<sup>※1</sup> × 資力確保費用率<sup>※2</sup></p> <p>※1 対象工事原価とは、同法第2条第1項に定める住宅に供する建物の工事原価</p> <p>※2 資力確保費用率は0.45%とする なお、下記の場合は、本算出方法によらず適切に費用を算出すること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に供する建物であっても、一部に事務所等（管理事務所は除く）の用途が含まれている場合</li> <li>・一般的な公共住宅の仕様と大幅に異なる場合</li> <li>・その他工事規模及び工事内容により、対象工事原価に0.45%を乗じて得た額と大きく異なると見込まれる場合</li> </ul> </p>	<p><b>第4章 一般管理費等</b></p> <p>1 一般管理費等の算定方法</p> <p>(省略)</p> <p>□ 積み上げによる算定 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。</p>

改定前	改定後
<p><b>第4編 単価、価格等</b></p> <p><b>第1章 共通事項</b></p> <p>1 単価及び価格に関する数値の取扱い 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下のとおりとする。 また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。</p> <p>(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。</li> <li>ロ イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。</li> <li>ハ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。</li> <li>ニ イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。</li> </ul> <p>(2) 標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。</li> <li>ロ 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。</li> <li>ハ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、</li> </ul>	<p><b>第4編 単価、価格等</b></p> <p><b>第1章 共通事項</b></p> <p>1 単価及び価格に関する数値の取扱い 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下のとおりとする。 また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。</p> <p>(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価、<b>単位施工単価</b>等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。</li> <li>ロ イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。</li> <li>ハ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。</li> <li>ニ イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。</li> </ul> <p>(2) 標準歩掛り等（市場単価<b>及び単位施工単価</b>の補正含む）に基づく単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。</li> <li>ロ 単価算定時における金額（数量×単価）は、小数点以下第2位までとする。</li> <li>ハ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、</li> </ul>

改定前	改定後
<p>小数点以下第5位とする。</p>	<p>小数点以下第5位とする。</p> <p>ニ 5 市場単価（2）における補正、6 単位施工単価（1）における調整、（3）における補正、9 改修工事の取扱い（2）におけるシフト単価の割増しに使用する率は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位とする。</p>
<p>（3）製造業者又は専門工事業者の見積価格等 採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、百万円以上の場合は千円単位とし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。</p>	<p>（3）製造業者又は専門工事業者の見積価格等 採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、百万円以上の場合は千円単位とし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。</p>
<p>（4）細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額 イ 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、百万円以上の場合は千円単位とし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。 ロ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。 ハ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。</p>	<p>（4）細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額 イ 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、百万円以上の場合は千円単位とし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。 ロ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし一円未満切り捨てとする。 ハ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。</p>
<p>2 材料価格等 国単価基準第1編2（1）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。</p>	<p>2 材料価格等 国単価基準第1編2（1）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。</p>
<p>3 歩掛り 単価の算定に用いる歩掛けは、国単価基準第1編3で規定される標</p>	<p>3 歩掛け 単価の算定に用いる歩掛けは、国単価基準第1編3で規定される標</p>

改定前	改定後
<p>準歩掛りのほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」(以下「協議会歩掛り」という。)による。</p> <p>また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」(以下「参考歩掛り」という。)及び公共住宅事業者等連絡協議会作成の歩掛りを参考とし、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」(以下「協議会参考」という。)の歩掛りを参考とする。</p> <p>4 「その他」の率</p> <p>歩掛りの「その他」の率は中間値+1%を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p> <p>※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は国単価基準の表3-1-1~3に示された工種とする。</p> <p>なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p> <p>5 市場単価</p> <p>国単価基準第1編2(3)の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価(以下「補正市場単価」という。)の補正方法は、次の式による。</p> <p>なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては、「公共建築工事積算基準等資料」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)(以下「国資料」という。)第4編第2章から第5章による。</p> <p>補正市場単価A' = 市場単価A × 算定式 算定式 = a' ÷ a</p>	<p>準歩掛りのほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」(以下「協議会歩掛り」という。)による。</p> <p>また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」(以下「参考歩掛り」という。)及び公共住宅事業者等連絡協議会作成の歩掛りを参考とし、市場単価及び単位施工単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」(以下「協議会参考」という。)の歩掛りを参考とする。</p> <p>4 「その他」の率</p> <p>歩掛りの「その他」の率は中間値+1%を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p> <p>※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は国単価基準の表3-1-1~3に示された工種とする。</p> <p>なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p> <p>5 市場単価</p> <p>(1) 国単価基準第1編2(3)の規格・仕様が国単価基準各編記載の細目工種の摘要と一部異なるため、単価(以下「補正市場単価」という。)を設定する細目工種については、「公共建築工事積算基準等資料」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)(以下「国資料」という。)第4編第2章から第5章による。</p> <p>(2) 補正市場単価を算出するための補正方法については国資料附表1による。</p> <p>6 単位施工単価</p> <p>(1) 工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合は次式により、その</p>

改定前	改定後
<p>a' = 補正市場単価A'の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価  a' = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価  注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。</p> <p>工事場所のシフト単価 = 労務単価を用いて算定したベース単価</p>	<p>単価を調整して算定する。</p> <p>物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価  物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価</p> <p>(2) 国単価基準第1編2(4)の規格・仕様が物価資料に記載されているものと一部異なるため、単価（以下「補正単位施工単価」という。）を設定する細目工種については、国資料第4編第2章から第5章による。  (3) 補正単位施工単価を算出するための補正方法については国資料附表2による。</p>
<p>6 物価資料の掲載価格</p> <p>(1) 国単価基準第1編2による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料((一財)経済調査会発行)、建設物価((一財)建設物価調査会発行)等の価格の平均値を採用する。  (2) 市場単価は建築施工単価((一財)経済調査会発行)及び建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。</p>	<p>7 物価資料の掲載価格の取扱い</p> <p>(1) 国単価基準第1編2による単価及び価格の算定において材料価格等、材料単価及び仮設材費は、積算資料((一財)経済調査会発行)、建設物価((一財)建設物価調査会発行)等の価格の平均値を採用する。  (2) 市場単価は建築施工単価((一財)経済調査会発行)及び建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。  (3) 単位施工単価のうちシフト単価は建築施工単価((一財)経済調査</p>

改定前	改定後
<p><b>7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等</b></p> <p>(1) 見積価格</p> <p>国単価基準第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。</p> <p>なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。</p> <p>(2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項</p> <p>見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。</p> <p>なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）</p>	<p>会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に記載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。</p> <p><b>8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等</b></p> <p>(1) 見積価格</p> <p>国単価基準第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。</p> <p>なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。</p> <p>(2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項</p> <p>見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。</p> <p>なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）</p>
<p><b>8 改修工事の取扱い</b></p> <p>(1) 改修工事の分類</p> <p>改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。</p>	<p><b>9 改修工事の取扱い</b></p> <p>(1) 改修工事の分類</p> <p>改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。</p>

	改定前	改定後
改修工事 (建築)	<p>□ 執務状態の区分 改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。</p> <p>(イ) 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。</p> <p>(ロ) 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。 また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。 <b>なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。</b></p> <p>ハ 部位・方法の区分 改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を次のとおりさらに細かく区分することができる。</p> <p>(イ) 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。</p>	<p>□ 執務状態の区分 改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。</p> <p>(イ) 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。</p> <p>(ロ) 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。 また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。</p> <p>ハ 部位・方法の区分 改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を次のとおりさらに細かく区分することができる。</p> <p>(イ) 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。</p>

改定前	改定後
<p>(ロ) 外部部分改修 : 建物の屋根、外壁等を部分的に改修し、及びそれらが点在する場合をいう。</p> <p>(ハ) 内部全面改修 : 建物の内部全面を改修する場合をいう。</p> <p>(ニ) 内部部分改修 : 部屋単位の床、壁、天井等を個別又は複合的に改修し、及びそれらが点在する場合をいう。 間仕切り等を撤去・新設し、又は設備改修等により取り合い周辺部分を改修する場合をいう。</p> <p>(2) 執務並行改修の場合の単価の補正 執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工することを前提として単価の補正をおこなう。</p> <p>(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用 全館無人改修の場合は基準単価を用いることとし、執務並行改修の場合は表A-1、表E-1及び表M-1により、基準単価又は基準補正単価を用いることができる。 なお、基準単価及び基準補正単価は次による。(表4)</p> <p>イ 基準単価 国単価基準の第2編から第4編まで及び国資料の第4編第2章から第5章に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価、補正市場単価及び参考歩掛り等による複合単価</p> <p>ロ 基準補正単価 (イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。 また、市場単価及び補正市場単価においては、6市場単価の補正の表A-1による改修補正率を標準として算定する。 (ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。</p>	<p>(ロ) 外部部分改修 : 建物の屋根、外壁等を部分的に改修し、及びそれらが点在する場合をいう。</p> <p>(ハ) 内部全面改修 : 建物の内部全面を改修する場合をいう。</p> <p>(ニ) 内部部分改修 : 部屋単位の床、壁、天井等を個別又は複合的に改修し、及びそれらが点在する場合をいう。 間仕切り等を撤去・新設し、又は設備改修等により取り合い周辺部分を改修する場合をいう。</p> <p>(2) 改修工事における労務の所要量の割増し、単価の補正 イ 全館無人改修の場合は、国単価基準の第2編、第3編、第4編及び国資料に定められた複合単価、市場単価、補正市場単価、単位施工単価、補正単位施工単価のほか参考歩掛り等を使用する。改修を理由とした労務の所要量の割増し、単価の補正は行わない。</p> <p>ロ 執務並行改修の場合は、施工者が執務者に配慮しながら施工を行う事を前提として、表A-1、表E-1及び表M-1のとおり、工種に応じて、複合単価、単位施工単価、補正単位施工単価については、労務の所要量の割増しを行い、市場単価及び補正市場単価は改修補正率を乗ずる。 著しく作業効率が悪い場合においては、表A-1、表E-1及び表M-1によらず、実状を考慮して、労務の所要量の割増し、単価の補正を行う。</p> <p>単位施工単価については、ベース単価は複合単価の方式により</p>

改定前	改定後												
<p>また、市場単価及び補正市場単価においては、6市場単価の補正の表E－1による改修補正率を標準として算定する。</p> <p>(ハ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。</p> <p>また、市場単価及び補正市場単価においては、6市場単価の補正の表M－1による改修補正率を標準として算定する。</p> <p>(ニ) 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。</p> <p><b>表4 改修工事の積算に用いる単価の適用</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">執務状態の区分</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">単価の適用</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">使用する単価及び補正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">全館無人改修</td><td style="padding: 10px;">基準単価</td><td style="padding: 10px;">複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">執務並行改修※</td><td style="padding: 10px;">基準単価</td><td style="padding: 10px;">複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px;">基準補正単価</td><td style="padding: 10px;">           複合単価の労務の所要量15%又は20%増し            ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し)            ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し)            市場単価×改修補正率            (表A-1、表E-1、表M-1)            補正市場単価×改修補正率            (表A-1、表E-1、表M-1)         </td></tr> </tbody> </table> <p>※ 執務並行改修における単価の適用は、表 A－1、表 E－1 及び表 M－1 の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。</p>	執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正	全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。	執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。		基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し) 市場単価×改修補正率 (表A-1、表E-1、表M-1) 補正市場単価×改修補正率 (表A-1、表E-1、表M-1)	<p>算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務の所要量の割増しを行う。シフト単価については、物価資料の掲載価格をもとに以下の式により算定をする。</p> <p><b>[工事場所が物価資料の掲載都市の場合]</b></p> $\text{改修割増し後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、労務の所要量を割増しの上、算定したベース単価}}{\times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}}$ <p><b>[工事場所が物価資料の掲載都市でない場合]</b></p> $\text{改修割増し後のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用い、労務の所要量を割増しの上、算定したベース単価}}{\times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}}}$
執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正											
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。											
執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。											
	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し) 市場単価×改修補正率 (表A-1、表E-1、表M-1) 補正市場単価×改修補正率 (表A-1、表E-1、表M-1)											

改定前					改定後				
工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考	市場単価及び補正市場単価改修補正率			備考
		複合単価 労務 の所要 量補正	市場単価及び補正市場単価改 修補正率						
仮設	基準単価	—	—	—		—	—	—	
土工	基準単価	—	—	—		—	—	—	
地業	基準単価	—	—	—		—	—	—	
鉄筋	基準単価	—	—	—		—	—	—	
コンクリート	基準単価	—	—	—		—	—	—	
型枠	基準単価	—	—	—		—	—	—	
鉄骨	基準単価	—	—	—		—	—	—	
既製コンクリート	基準補正単価	1.15	—	—		—	—	—	
防水	基準補正単価	1.15	防水	1.07		防水	1.07		
			防水（シーリング）	1.13					
石	基準補正単価	1.15	—	—		—	—	—	
タイル	基準補正単価	1.15	—	—		—	—	—	
木工	基準補正単価	1.15	—	—		—	—	—	
屋根及びとい	基準補正単価	1.15	—	—		—	—	—	
金属	基準補正単価	1.15	金属	1.08		—	—	—	
左官（仕上塗材仕上げ）	基準単価	—	—	—		—	—	—	
左官（仕上塗材仕上以外）	基準補正単価	1.15	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14		—	—	—	
建具	基準補正単価	1.15	建具（ガラス）	1.09		建具（ガラス）	1.09		
			建具（シーリング）	1.14					
塗装（改修標仕様）	基準補正単価	1.15	塗装（改修標仕様）	1.14		—	—	—	
内外装	基準補正単価	1.15	内外装	1.11		内外装	1.11		
			内外装（ビニル床材）	1.08					
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—		—	—	—	
排水	基準単価	—	—	—		—	—	—	
構内舗装	基準単価	—	—	—		—	—	—	

表A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

表A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率

改定前						改定後				
植栽	基準単価	－	－	－		植栽	－	－	－	
仮設（改修）	基準単価	－	－	－		仮設（改修）	－	－	－	
撤去	基準単価	－	－	－		撤去	－	－	－	
外壁改修	基準単価	－	－	－		外壁改修	－	－	－	
とりこわし	基準単価	－	－	－		とりこわし	－	－	－	

注) －は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正は行わないことを示す。

改定前				改定後			
工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法		備考	表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分		
		複合単価 の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価改 修補正率		表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修 補正率		
配管工事	基準補正単価  1.20	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.18		20%増し	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.18
		ケーブルラック	1.14			ケーブルラック	1.14
		位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.17			位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.17
		アルボックス	1.12			アルボックス	1.12
		アルボックス用接地端子	1.00			アルボックス用接地端子	1.00
		防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.13			防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.13
		防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05			防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05
		（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.14			（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.14
配線工事	基準補正単価  1.20	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.16		20%増し	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.16
接地工事（屋内）	基準補正単価  1.20	—	—		20%増し	—	—
接地工事（屋外）	基準単価  —	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接 地極埋設票（金属製）	—		—	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接 地極埋設票（金属製）	—
塗装工事	基準補正単価  1.20	—	—		20%増し	—	—
機器搬入	基準補正単価  1.20	—	—		20%増し	—	—
電灯設備	基準補正単価  1.20	—	—		20%増し	—	—
動力設備	基準補正単価  1.20	—	—		20%増し	—	—
雷保護設備	基準補正単価  1.20	—	—		20%増し	—	—
受変電設備	基準補正単価  1.20	—	—		20%増し	—	—
電力貯蔵設備	基準補正単価  1.20	—	—		20%増し	—	—

改定前						改定後				
架空線路	基準単価	—	—	—		架空線路	—	—	—	
地中線路	基準単価	—	—	—		地中線路	—	—	—	
構内交換設備	基準補正単価	1.20	—	—		構内交換設備	20%増し	—	—	
情報表示・拡声設備	基準補正単価	1.20	—	—		情報表示・拡声設備	20%増し	—	—	
誘導支援設備	基準補正単価	1.20	—	—		誘導支援設備	20%増し	—	—	
テレビ共同受信設備	基準補正単価	1.20	—	—		テレビ共同受信設備	20%増し	—	—	
監視カメラ設備	基準補正単価	1.20	—	—		監視カメラ設備	20%増し	—	—	
火災報知設備	基準補正単価	1.20	—	—		火災報知設備	20%増し	—	—	
撤去（再使用しない）	基準単価	—	—	—		撤去（再使用しない）	—	—	—	
撤去（再使用する）	基準単価	—	—	—		撤去（再使用する）	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—		再取付け	20%増し	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—		機器搬出	20%増し	—	—	
はり工事	基準補正単価	1.20	—	—		はり工事	20%増し	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

注) —は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正是行わないことを示す。

屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増し、単価の補正是行わない。

改定前					改定後			
工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考	表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分		
		複合単価 単価の所要量 の所要量補正	市場単価及び補正市場単価改 修補正率	市場単価及び補正市場単価の改 修補正率		表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの労務の所要量割増し、改修補正率		
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	—	屋外 及び 外構 施工 含む	配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	20%増し	—
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—		配管工事 (屋外・共同溝)	—	—
配管工事(地中)	基準単価	—	—	—		配管工事(地中)	—	—
配管附属品	基準補正単価	1.20	—	—		配管附属品	20%増し	—
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト用及び消音 内貼	1.14		保温工事	20%増し	配管用、ダクト用及び消 音内貼
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	—	—		塗装及び防錆工事	20%増し	—
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—		機器搬入	20%増し	—
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—		総合調整	20%増し	—
土工事	基準単価	—	—	—		土工事	—	—
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内 基礎 等	コンクリート工事	20%増し	—
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—		機器類の据付	20%増し	—
ダクト設備	基準補正単価	1.20	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.14		ダクト設備	20%増し	低圧ダクト、排煙ダクト及 び低圧チャンバー類
ダクト附属品	基準補正単価	1.20	既製品ボックス、制気口、 ダムバー等の取付手間のみ	1.20	歩掛 りに よる 場合	ダクト附属品	20%増し	既製品ボックス、制気 口、ダムバー等の取付手 間のみ

改定前						改定後				
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—		自動制御設備	20%増し	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20		衛生器具設備 (ユニットを除く)	20%増し	取付手間のみ	—	
枠類	基準単価	—	—	—		枠類	—	—	—	
消防設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合	消防設備 (特殊消火を除く)	20%増し	—	—	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—		配管分岐・切断	20%増し	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—		機器搬出	20%増し	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—		はつり工事	20%増し	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—		ダクト端部閉塞	20%増し	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—		インバート改修	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—		撤去(再使用する)	—	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—		撤去(再使用しない)	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—		再取付け	20%増し	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

注) — は該当する種類の単価がない又は労務の所要量の割増し、単価の補正是行わないことを示す。

屋外、共同溝等においては原則として労務の所要量割増しは行わない。

改定前	改定後
<p>(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項</p> <p>改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。</p>	<p>(3) 改修工事の積算にあたっての留意事項</p> <p>改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。</p>
<p>また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。</p>	<p>また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。</p>
<p>なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。</p>	<p>なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。</li> <li>ロ 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。</li> <li>ハ 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。</li> <li>ニ 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、又は運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。</li> <li>ロ 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。</li> <li>ハ 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。</li> <li>ニ 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、又は運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。</li> </ul>
<p>9 工事量が僅少等の取扱い</p> <p>工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実状に応じて算定する。</p>	<p>10 工事量が僅少等の取扱い</p> <p>工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実状に応じて算定する。</p>
<p>10 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価</p> <p>(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働</p>	<p>11 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価</p> <p>(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働</p>

改定前	改定後
<p>時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。</p> <p>(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。</p> <p>労務費（総額） = 労務単価 + 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>ただし、K（割増賃金係数） = 割増対象賃金比 × 1／8 × 割増係数とする。</p> <p>なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の「割増対象賃金比及び1時間当たり割増賃金係数」による。</p> <p>また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。</p> <p>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。</p> <p>なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、又は4週間のうちに4日以上の休日とする。（労働基準法第35条）</p> <p>労務費（総額） = 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。</p> <p>また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該</p>	<p>時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。</p> <p>(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。</p> <p>労務費（総額） = 労務単価 + 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>ただし、K（割増賃金係数） = 割増対象賃金比 × 1／8 × 割増係数とする。</p> <p>なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の「割増対象賃金比及び1時間当たり割増賃金係数」による。</p> <p>また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。</p> <p>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。</p> <p>なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、又は4週間のうちに4日以上の休日とする。（労働基準法第35条）</p> <p>労務費（総額） = 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。</p> <p>また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。ただ</p>

改定前	改定後
<p>当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</p>	<p>し、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</p>
<p><b>11 寒冷地、離島等の取扱い</b></p> <p>(1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。</p> <p>(2) 離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。</p>	<p><b>12 寒冷地、離島等の取扱い</b></p> <p>(1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。</p> <p>(2) 離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。</p>
<p><b>12 設計変更時の取扱い</b></p> <p>国単価基準第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。</p>	<p><b>13 設計変更時の取扱い</b></p> <p>国単価基準第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。</p>